

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成27年2月19日(2015.2.19)

【公開番号】特開2013-141125(P2013-141125A)

【公開日】平成25年7月18日(2013.7.18)

【年通号数】公開・登録公報2013-038

【出願番号】特願2012-186(P2012-186)

【国際特許分類】

H 01 P	1/213	(2006.01)
H 01 P	1/207	(2006.01)
H 01 P	5/12	(2006.01)
H 04 B	1/38	(2015.01)
H 04 B	1/50	(2006.01)

【F I】

H 01 P	1/213	D
H 01 P	1/207	Z
H 01 P	5/12	A
H 04 B	1/38	
H 04 B	1/50	

【手続補正書】

【提出日】平成26年12月25日(2014.12.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

受信回路に接続される受信フィルタと、送信回路に接続される送信フィルタと、アンテナに接続されると共に前記受信フィルタ及び前記送信フィルタに接続された分岐回路とを有するアンテナ共用器において、

前記受信フィルタと前記送信フィルタと前記分岐回路を平面線路で構成し、

前記受信フィルタと前記受信回路とを接続する伝送線路、前記送信フィルタと前記送信回路とを接続する伝送線路及び前記分岐回路と前記アンテナとを接続する伝送線路をそれぞれ導波管で構成し、

前記受信フィルタ、前記送信フィルタ及び前記分岐回路とそれぞれ対応する伝送線路との間に平面線路-導波管変換器を接続したことを特徴とするアンテナ共用器。

【請求項2】

前記導波管は、前記受信フィルタ、前記送信フィルタ及び前記分岐回路が形成された基板が設置される第1の台座と、前記第1の台座と接続される第2の台座とによって形成されていることを特徴とする、請求項1記載のアンテナ共用器。

【請求項3】

前記基板が導波管口を有する金属板を介して前記第1の台座に接合されていることを特徴とする、請求項2記載のアンテナ共用器。

【請求項4】

前記第2の台座は前記導波管を構成する導波管溝を有し、前記導波管溝の端部には少なくとも1段のステップ形状の整合用素子が形成されていることを特徴とする、請求項2又は請求項3記載のアンテナ共用器。

**【請求項 5】**

前記第2の台座は前記導波管を構成する導波管溝を有し、前記導波管溝の端部には傾斜面形状の整合用素子が形成されていることを特徴とする、請求項2又は請求項3記載のアンテナ共用器。